附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○防衛省令第一号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下この条において同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）第二条の規定による改正前の法別表第二とした場合の切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の切替日の前日における俸給月額}-\text{切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}{\text{平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の法別表第二とした場合の切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}$＋平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の法別表第二とした場合の切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　切替日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、人事院規則九―一四（平成二十七年勧告改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

（委任規定）

第三条　この省令に定めるもののほか、俸給の切替えに関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

○防衛省令第二号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

防衛大臣　中谷　元

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二十一万七千二百円」を「二十二万三百円」に改め、同項第二号中「二十三万八千三百円」を「二十四万千四百円」に改め、同条第二項中「二十四万四千百円」を「二十四万七千二百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八〇

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

37	38
38	38
38	38
38	38
38	38
38	38
38	39
39	39
39	39
39	39
39	39
39	39

に改める。

別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中

18	18
18	18
19	19
19	19
19	20
20	20
20	20
20	21
21	21
21	22
22	22
22	23
23	23

を

23	17
24	18
18	18
18	19
19	19
19	19
19	20
20	20
20	20
20	21
21	21
22	22
22	23
23	23

に改める。

別表第七の海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

27	22
27	22
28	23
23	23
24	24
24	24
24	25
25	25
25	25
26	26
26	26
27	27
27	27
27	27

に改める。

別表第七の海事職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

50	46
51	46
52	47
53	47
53	48
54	48
54	49
55	50
55	51
56	61
56	61
57	61
46	61
47	61
48	61
49	61
49	61
50	62
50	62
51	62
51	62
52	62
45	63
	63
	63
	63

を

61	60
61	60
61	60
61	60
61	60
61	61
61	61
61	61
61	61
61	61
61	61
61	61

に改める。

別表第七の教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

54	55
55	55
55	55
55	55
55	55
55	55
55	56
56	56
56	56
56	56
56	56
56	56
56	56
56	56
56	57
56	57
56	57

を

に改める。